

資料一 4

平成15年度第1回

沖縄総合事務局

開発建設部

事業評価監視委員会

**沖縄総合事務局開発建設部
事業評価監視委員会規則及び運営要領の改定**

沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領（平成15年3月31日付け、国官総第702号の2及び国官技第351号の2）及び国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成15年3月31日付け、国官総第702号の2及び国官技第351号の2）~~沖縄総合事務局開発建設部所管事業に係る事業再評価事務処理要領第5条（第三者機関）及び建設省所管公共事業の事後評価基本方針（案）（平成11年8月13日付け建設省技調発第134号の2）~~の規定に基づいて沖縄総合事務局開発建設部（以下、「部」という。）に設置する沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会（「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるのである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、沖縄総合事務局長（以下、「局長」という。）の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 部が作成した再評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針（原案）の提出を受け、要領に基づく再評価及び事後評価システムの運用状況等について報告を受けること。
- 二 再評価及び事後評価の審議対象事業に関し、部が作成した対応方針（原案）について審議を行い、対応方針（原案）に対し意見がある場合には、部に対してその具申を行うこと。
- ~~三 事後評価の審議対象事業に関し、部が作成した評価結果及び改善措置等（原案）について審議を行い、評価結果及び改善措置等（原案）に対し意見がある場合には、部に対してその具申を行うこと。~~

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、地域の実情に精通した、公平な立場にある有識者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員会は委員5人以内で組織する。

- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 委員長は、会務を総理する。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、審議方法を定めた沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、沖縄総合事務局開発建設部建設行政課において処理する。

(その他)

第6条 部以外の事業主体の実施事業と部の実施事業とが密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価又は事後評価を実施することが効率的な場合には、委員会で審議することができるものとする。

附則

本規則は、平成10年10月20日から施行する。

本規則は、平成12年 1月 6日から施行する。

本規則は、平成12年 2月21日から施行する。

本規則は、平成13年 9月13日から施行する。

本規則は、平成15年 7月23日から施行する。

沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、沖縄総合事務局開発建設部事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）規則第4条第2項の規定に基づき、委員会運営についての必要な事項を定めるものである。

(委員会の開催)

第2条 委員会の開催は委員長が召集するものとする。

2 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

(審議)

第3条 委員会は、再評価の審議対象事業について、事業の必要性（事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況）、事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性を勘案して、適正な事業再評価がなされているのか審議するものとする。

2 委員会は、事後評価の審議対象事業について、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、事業の効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性事業の効果、事業による環境影響、事業を巡る社会経済情勢等を勘案して、適切な事後評価がなされているのか審議するものとする。

3 委員会は、再評価又は事後評価の審議対象事業について、沖縄総合事務局開発建設部（以下「部」という。）が作成した再評価の対応方針（原案）又は事後評価の評価結果及び改善措置等（原案）に対し意見がある場合には、委員長が委員会で審議された意見を取りまとめて部に対してその具申を行うものとする。

(審議過程の透明性の確保)

第4条 委員会の審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

2 委員会の会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

3 委員会の会議に提出された以下の資料等については、公開に合わせ、公表するものとする。

- ・再評価及び事後評価を実施する事業の一覧表
- ・再評価に係る資料
- ・事後評価に係る資料

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については公表しないものとする。

る。

(外部専門家、施設管理者の意見の聴取)

第5条 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家の意見を聴取することができる。

2 委員会は、委員会が必要と認めるときは、部が実施する事業に関連する施設管理者の意見を聴取することができる。

(補則)

第6条 この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会で定める。

附則

この要領は、平成10年11月 2日から施行する。

この要領は、平成12年 2月 1日から施行する。

この要領は、平成12年 3月21日から施行する。

この要領は、平成14年 3月26日から施行する。

この要領は、平成15年 7月23日から施行する。